

# 夜間金庫規定

## 1. [利用目的]

この夜間金庫は、当店における本人名義の普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください(2024年2月21日以前に当座勘定やその他の預金をご指定の場合、以降も当該指定口座への入金が可能です)。

## 2. [契約期間等]

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末または3月末までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から半年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 3. [使用料]

- (1) この夜間金庫の使用料は、当行所定の料率により契約期間中の分を一括前払いするものとし、契約日ならびに毎年4月または10月の当行所定の日に、本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4. [取扱手数料]

- (1) この夜間金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫入金票綴り1冊ごとに当行所定の料金を、入金票綴り交付時または毎月当行所定の日に前月分を本人が指定した預金口座から支払ってください。  
なお、本人が指定した預金口座から支払う場合は、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手の提出は不要とします。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

## 5. [利用方法]

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当行所定の入金票とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。

## 6. [預金への受入処理]

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始日の翌銀行営業日までに当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

## 7. [入金袋の返却]

入金袋は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 8. [鍵の保管等]

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

なお、事故防止のため、複製鍵（スペアキー）は作製しないでください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 9. [鍵、入金袋の喪失・き損]

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 10. [届出事項の変更等]

(1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 11. [損害の負担等]

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 12. [解約等]

(1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、投入口鍵・入金袋正鍵・入金袋および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしてください。

なお、鍵・入金袋を失った場合に解約するときは、このほか、第9条に準じて取扱います。

(2) この契約は、本人が使用料、取扱手数料を支払わないとき、または当行の都合によりいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。

## 13. [譲渡・転貸等の禁止]

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

## 14. [規定の準用]

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 15. [規定の変更]

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上